

第3回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和4年6月10日(金)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員(12名)	1番 山下 和子 委員	2番 蔵本 孝広 委員	3番 横川 力 委員	4番 山上 真治 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 谷岡 貞幸 委員	7番 山本 美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員(0名)				
推進委員(8名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	16番 井坂 正昭 推進委員
	17番 山本 正義 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 中村 武史			
提案議案	第11号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第12号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第13号議案 非農地の現況証明について 第14号議案 農用地利用集積計画の決定について 第15号議案 農用地利用配分計画の策定について			
報告事項	第1号 水田の畑地変換届について 第2号 農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用(2アール未満の農業用施設)の届出について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会 農業委員会憲章 唱和</p> <p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 報告事項 第 1 号 水田の畑地変換届について</p>	<p>事務局</p> <p>谷岡委員 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p> <p>長谷川会長（議長）</p> <p>（議長）</p> <p>事務局</p>	<p>ただ今より、令和 4 年度 第 3 回農業委員会の定例総会を開催します。農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。本日の先導役は、議席番号 6 番の谷岡貞幸委員にお願いを致します。よろしくをお願いします。</p> <p>（農業委員会憲章の唱和）</p> <p>はい、ありがとうございました。ご着席願います。</p> <p>それでは定例総会の開催にあたりまして、長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願いします。</p> <p>（長谷川会長あいさつ 中略）</p> <p>ありがとうございました。それでは本日の出席者報告を致します。</p> <p>農業委員の現員数 12 人に対して、ただ今の出席委員は 12 人であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告致します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により会長が議長となります。では進行をお願い致します。</p> <p>それでは座って進行させて頂きます。本日の議事の日程は、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。</p> <p>日程 2 番、「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。</p> <p>お諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定に基づきまして議長において指名することには、ご異議はございませんか。</p> <p>（「異議なし。」の声）</p> <p>はい。異議なしと云う風に認めます。それでは議事録署名委員には 1 番の山下和子委員、そして 2 番の蔵本孝広委員の両名を指名致します。よろしくをお願いします。そして会議書記におきましては、事務局の方へお願いします。</p> <p>次に日程 3、報告事項に移ります。第 1 号「水田の畑地変換届について」を報告してください。</p> <p>報告事項 第 1 号「水田の畑地変換届について」を説明します。</p> <p>次のとおり、水田の畑地変換届出書が提出されたので報告するものです。</p>

<p>第 2 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号 に係る農地転用（2 アール未満 の農業用施設）の届出について</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>（資料は 2-1 頁）</p> <p>番号 1 土地の所在 大字門田——。地目は田、面積は 780 m²。届出人は門田●●。届出日は令和 4 年 5 月 9 日であります。備考ですけれども、1m の盛土を行うもので、事業期間は今年の 1 月から今年の 3 月と云う事になっておりまして、既に完了をしております。</p> <p>頁をめくって頂き 2-1 が届出の位置図であります。</p> <p>報告事項第 1 号については以上であります。</p> <p>はい。続きまして報告事項第 2 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用（2 アール未満の農業用施設）の届出について」、このことについて報告してください。</p> <p>報告事項 第 2 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用（2 アール未満の農業用施設）の届出について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条第 1 号に規定する農業用施設を節したい旨の届出書が提出されたので報告するものであります。</p> <p>（資料は 3-1 頁、資料 1 の 1 頁、2 頁）</p> <p>番号 1 届出人は園●●。土地の所在 大字園——。地目は田、面積は 2,044 m²。附記ですけれども、転用面積は 80 m²で、幅 5m 延長 16m の鶏舎を設置するものであります。</p> <p>先月も同じ届出がありましたが、事業拡大で今度は前回の場所の下手側の隣地であります。位置図については頁をめくって頂き 3-1 をご覧ください。</p> <p>先月から、印をしている下。下が上側になりますので。こっちの方が届出が出ておりましたけれども、今度はこの続きと云う事になります。</p> <p>それから資料 1 の 1 頁目。資料 1 の 1 頁目で、こちらは公図ですけれども、鶏舎の位置を赤色で示しております。それから資料 1 の頁をめくって頂きまして 2 頁目。これが鶏舎の概要図であります。簡単なものなんですけれども。</p> <p>そして、恐れ入りますが議案書 3 頁に戻って頂きまして、番号 2 でございます。</p> <p>（資料は 3-2 頁、資料 1 の 3 頁、4 頁）</p> <p>番号 2 届出人は野方●●。土地の所在 大字野方——。地目は畑、面積は 3,472 m²。附記ですけれども、転用面積が 25.38 m²で、これは間口 4.5m 奥行き 5.46m の機械倉庫を新築するものであります。</p>
--	------------------------	--

<p>4 議事 議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長 (議長) 事務局 議長</p>	<p>場所につきましては、本冊頁をめくって頂き 3-2。3-2 が航空写真による位置図であります。</p> <p>そして資料 1 の、恐れ入りますが 3 頁目をお願い出来ますでしょうか。公図に設置場所の位置が落としてあります。新築する機械倉庫の位置は赤色、赤色ですね。茶色は道です。そして資料 1 の 4 頁目。4 頁目が施設の構造図・配置図であります。緩い傾斜地になっておるんですね、果樹園ですから。そこの所に建てると云うことですね。</p> <p>説明は以上であります。</p> <p>はい。それでは、これで報告を終わります。報告でございますのでご了承を頂きます。その上で、この報告について何かお尋ねがございましたら、どうぞ挙手の上発言をしてください。</p> <p>無い様でございますので、それではこれで報告事項を終わります。</p> <p>続きまして、次に日程 4 番。議事に移ります。</p> <p>議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは説明をしてください。</p> <p>議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 4-1 頁)</p> <p>番号 1 譲渡人は鳥取市●●。譲受人は引地●●。土地の所在、大字引地——。地目は台帳 畑、現況 畑、利用状況 畑。面積は 292 m²。権利取得後の経営面積は 24 アールで、こちらは農用地区域外の売買による所有権移転であります。</p> <p>位置図につきましては本冊頁をめくって頂き 4-1 であります。</p> <p>以上、申請につきましては農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑は皆さんの方からございますか。それでは質疑は無し、と認めます。</p> <p>これより採決を行います。議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に対する可否決定について採決を行います。原案のとおり、この申請を許可することに賛成の委員の挙手を求</p>
---	---	--

<p>議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、原案のとおり可決を致します。</p> <p>次に、5 頁です。議案第 12 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは説明を求めます。</p> <p>議案第 12 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、5-1 頁及び資料 1 の 5 頁から 10 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 大字田後——。現況地目は田。転用面積は 192 m²。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は一般個人住宅であります。建築面積は 63.76 m²で、譲受人は田後●●。譲渡人は田後●●。契約内容は、贈与による所有権移転であります。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は 第 3 種農地。区分決定根拠は住宅等が連たんする区域内であります。許可根拠規定は第 3 種農地につき原則許可。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資有でございます。</p> <p>事業計画は、一般個人住宅そしてカーポート。60 cmの盛土造成を行います。それから西隣の田んぼとの境界に高さ 1.2m の L 型擁壁を設置する計画であります。</p> <p>農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書と隣接耕作者の同意書が添付されております。</p> <p>頁をめくって頂き 5-1 が航空写真による位置図で、非常に判り辛いですが、中央付近に赤色で丸囲いをしている場所。中ほどに白っぽい正方形の農業用施設の屋根が見えますが、その建物の道を挟んで北側にある筆が申請地であります。後ほど資料 1 の 6 頁にある公図と見比べて頂いて、場所確認をして頂ければと思います。</p> <p>それです、現地の写真につきましては、資料 1 の 5 頁であります。資料 1 の 5 頁をお願いします。そう云う所。</p> <p>そして資料 1、頁をめくって頂いて 6 頁が公図。緑色の着色が申請地であります。そして次の</p>
--	---------------------	--

		<p>7頁が土地利用計画図 兼 断面図。断面はその図面の左側に東西面断面図として書いてあるのと、それから右側に南北面断面図と云う風に書いてございます。だから、東西方向は結局、右側にある道の方に排水なり汚水樹もありますので、そちらの方に流すと云う計画になります。それで、南側にある道と面一になる格好に造成をして行くと云う形ですかね。</p> <p>そして次の頁、8頁が建物平面図、9頁が立面図であります。それから10頁が申請地周辺の上水道と下水道の管路図であります。</p> <p>恐れ入ります。また議案書に戻って頂きまして。今度は番号2でございますが。</p> <p>(資料は、5-2頁及び資料1の11頁から18頁)</p> <p>番号2 土地の所在 大字田後——。現況地目は畑ですね。転用面積は1,475㎡であります。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は建売住宅が5棟。建築面積は合計で281.35㎡であります。</p> <p>譲受人は倉吉市 有限会社●●。譲渡人は倉吉市●●。契約内容は、売買による所有権移転で、立地基準の判定に係る農地区分は 第3種農地。区分決定根拠は 住宅等が連たんする区域内であります。許可根拠規定は第3種農地につき原則許可。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資有でございます。</p> <p>事業内容は、一般個人住宅5棟と、それから公衆用道路。そして申請地南側と西側にL型擁壁を整備するものであります。それから、国道179号バイパスの予定地に隣接しておりますので、申請地も部分的に県の買収が予定されております。</p> <p>農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書 並びに 隣接の同意書が添付されております。</p> <p>本冊、頁をめくって頂き5-2が航空写真による位置図でございまして、国道179号の交差点北側、▲▲と云う贈答品のお店の後ろですね。現地の写真につきましては、資料1の11頁。</p> <p>この11頁の写真は、北側の道路の方から南に向かって撮影をしております。</p> <p>資料1の12頁。頁をめくって頂きまして12頁が公図。それから13頁が土地利用計画図であります。申請地を緑色で囲っておりますけれども、黄色部分。着色している黄色部分は国道179号バイパス関連で鳥取県が買収を予定している部分。それから各区画ごとに上水道と下水道の配管が図示してありますのと、申請地南側の水路部分の用地の取り合いについて、この図面の左上に断面図が表示されております。▲▲との間に水路がございまして、そこの所の始末をどうつけ</p>
--	--	---

	<p>議長</p> <p>谷岡委員</p>	<p>るかと思うのが、断面図が水路部分と云う事で付いておると云う風になっております。</p> <p>そして、また頁をめくって頂き 14 頁が造成計画の平面図。それから 15 頁が造成計画の横断面と縦断面図でございます。上の方が横断、下が縦断ですね。</p> <p>敷地内道路は北に向かって下っておりますので、雨水等は北側の方に流れて行くと云う事になります。</p> <p>それから次の 16 頁が建物平面図。17 頁が立面図であります。そして 18 頁が申請地周辺の上水道と公共下水道の管路図でございます。</p> <p>以上、何れの申請につきましても、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>以上で説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をして頂きます。</p> <p>それでは番号 1 番の案件を、6 番の谷岡貞幸委員に報告をして頂きます。お願いします。</p> <p>はい。それでは報告します。本日 1 時半より長谷川会長、土海職務代理、岡本委員、横川委員と私。事務局 2 名の計 7 名で現地を確認して参りました。</p> <p>1 番の案件ですけど、場所が 5-1 頁と資料 1 の 5 頁を見てください。5-1 は上の方に写っているのは旧北浜中のグラウンドです。現場の写真は資料 1 の 5 頁を見てもらったら分かります様に、今まさにこの状態になっています。</p> <p>事務局から説明のあったとおり対策が取られる様なので、この周りの農地への支障もない様ですし、この転用を認めることについて問題は無いことを委員全員で確認して来ました。以上です。</p> <p>はい、ご苦労様でした。次に番号 2 番。この案件を 3 番の横川力委員より、現地確認の報告をしてください。</p> <p>はい。2 番の案件の、現地確認の報告をさせていただきます。</p> <p>本冊の 5-2 頁を見て頂けますでしょうか。これが航空写真による位置図であります。黒く塗りつぶして斜線がしてありますが、ここの角の所にドラッグストアがあり、そこの前が▲▲があります。▲▲の裏側にあたります。</p> <p>資料 1 の 11 頁の方が現地の写真であります。この写真、今もこの様な状態ではありますが。現地を確認しまして、排水の処理をしていますし、それから雨による土砂の流出の恐れは無く、対</p>
	<p>議長</p> <p>横川委員</p>	

		<p>頁をめくって頂き 6-1 が航空写真の位置図。それから資料 1 の 19 頁が現況写真であります。そして次の 20 頁、これが公図でございます。</p> <p>番号 1 については、説明は以上です。続いて整理番号 2 番ですけれども、 (資料は 6-2 頁と 6-3 頁、資料 1 の 21 頁から 24 頁)</p> <p>番号 2 申請人は兵庫県加古川市●●。申請は 3 筆ありまして、先ず 1 筆目。土地の所在 大字上橋津——。地目は台帳 畑、現況 原野、面積は 226 m²。40 年近く農地として使用しておらず、現在は原野化しているものであります。</p> <p>2 筆目。土地の所在 大字上橋津——。地目は台帳 畑、現況 山林、面積は 90 m²。</p> <p>3 筆目。土地の所在 大字上橋津——。地目は台帳 畑、現況 山林、面積は 86 m²。</p> <p>2 筆目と 3 筆目は何れも 40 年近く農地として使用しておらず、現在は山林化しているものでございます。</p> <p>位置図は本冊 6-2 と 6-3 頁に、位置図付けておりますけれども、場所が把握しづらいのもうちょっと広い範囲を A4 サイズの図面を中間図として別葉で挟ませて頂いております。</p> <p>この丸印を付けてる範囲を 6-2 と 6-3 頁で位置図と云う事で付けさせて頂いております。</p> <p>それで、6-2 と 6-3 を照らし合わせながら、そう云う場所ですよと云う事でご確認を頂きたいと思うんですけども。</p> <p>現地の写真につきましては資料 1 の 21 頁。21 頁をお願い出来ますでしょうか。</p> <p>説明にも、これ、書いておりますとおり、一筆目の大字上橋津——に行く途中の写真です。これ以上先に進めないぞと云う事で。事務局 2 人で事前に写真を撮りに行ったんですけども、その辺りまでしか行けませんでした。</p> <p>また頁をめくって頂きまして次の頁をご覧頂くと、公図を付けておりますけども。青い矢印をしたあたりで撮った写真です。先に行く事が出来ないと云う事で、その先は言わずもがなの状態でございます。</p> <p>それからまた、資料 1 の 23 頁。資料 1 の 23 頁で、これが上の方の写真が大字上橋津——の写真ですけども、境界が判らないので、この写真の中央の奥側の方が、大字上橋津——の地番になるだろうと云う場所。</p> <p>それから下の写真が、大字上橋津——の、丁度写真の中央の奥側辺りが上橋津——にあたるで</p>
--	--	---

		<p>あろうと云う場所を、撮影をさせて頂きました。</p> <p>また資料 1、頁をめくって頂いて 23 頁。赤線から、赤線はそこらあたりは通れるんですけども。そこから青い矢印方向を写した写真でございます。</p> <p>と云う事で、整理番号 2 については、そう云う事でご理解を頂きたいと思えます。</p> <p>また、恐れ入りますが議案書、戻って頂きまして。今度は番号 3 であります。</p> <p>(資料は 6-4 頁、資料 1 の 25 頁と 26 頁)</p> <p>番号 3 申請人は、はわい長瀬●●。土地の所在 大字久留——。地目は台帳 田、現況 雑種地、面積は 319 m²。</p> <p>こちらは 20 年以上前からハウスなり、駐車場として利用されているものであります。</p> <p>位置図は、本冊頁をめくって頂き 6-4 頁。農協横の信号機のある交差点の場所であります。それから現地の写真は、資料 1 の 25 頁です。ちなみに、恐れ入りますが、写真に写っている赤で囲っている所が申請地ですけども。その写真を写している場所。そこは登記地目も現況も雑種地であります。申請地だけが農地の地目、田んぼの地目が残っていると云う事でございます。</p> <p>そしてまた。資料の一番最後の頁、26 頁が公図であります。</p> <p>と云う事で、説明は以上でございます。</p> <p>はい。以上で説明が終わりました。それでは引き続き、調査委員による現地確認の報告をして頂きます。</p> <p>番号 1 の案件を、18 番岡本章委員より報告して頂きます。お願いします。</p> <p>それでは、現地確認の報告をさせて頂きます。</p> <p>本冊 6-1 頁とですね、それから資料 1 の 19 頁 20 頁に関係の書類があります。それで資料 1 の 19 頁ですけども、写真が載っておりますが、白い建物は東郷中学ですね。東郷中学校の近くの土地です。</p> <p>それで●●さんはですね、今、京都の方に住んでおられまして。もう、滅多にこちらの方に帰って来られないし、今後とも帰ってですね、農地として利用すると云う様な予定は全くないそうでした。先ほど事務局から説明がありましたけども、もう農地として利用される見込みが無いので、非農地として良いのではないかと云うことを調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>はい。それでは次に番号 2 番の案件を、6 番の谷岡貞幸委員より報告して頂きます。</p>
	議長	
	岡本推進委員	
	議長	

	事務局	<p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって、この 10 番の案件は原案のとおり決定を致します。それでは申請者、河井推進委員に入ってください。</p> <p>(河井勝重推進委員 着席)</p> <p>河井推進委員の着席を、確認を致しましたので、審議を続行致します。</p> <p>案件番号 10 番、これ以外の申請についてを審議致します。それでは説明をしてください。</p> <p>はい。各筆明細の方で特筆すべき内容として、ちょっと説明をさせて頂きたいと思いますが、整理番号 1 から 4 まで。</p> <p>こちらがですね、倉吉市の■■■にある農業法人で株式会社●●と云う法人がですね、賃貸借でビートなりサツマイモと云うのを作りたいと云う事で土地を借りられると。</p> <p>どうも砂畑で作り物をされたいと云う事で。■■■と言ったら、もろ、土ですからね。そう云う事だそうです。それで砂畑を求めて新川の方にいらっしゃったと云う事でございます。</p> <p>あと、それからですね、整理番号 11 と 12 が中間管理事業分と云う事になるんですけども。こちらの方は、ここも砂畑で白ネギと云う風になって。次の議案、農用地利用配分計画の方で出て参りますけれども。大山町の農業法人が砂畑での白ネギ栽培の規模拡大をしたいと云う事で、希望を持っておられると云う事を、中間管理機構、鳥取県農業農村担い手育成機構から相談がございまして、徳岡推進委員に話をまとめて頂いたと云う、そう云う案件でございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
	議長	<p>はい。それでは説明が終わりました。皆さんの方から、この各筆明細をご覧頂きまして、ご質問がございましたらどうぞ、発言してください。</p> <p>どうぞ、良いですよ。発言してください。</p> <p>それでは、質疑は無い様でございます。質疑はこれで終了と致します。採決を行います。議案第 14 号「農用地利用集積計画」の整理番号 1 番から 12 番とございますが、10 番を外した案件総てを、採決を行います。</p> <p>10 番を外した案件、このことについて原案のとおり認めることに賛成の委員の方の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p>

<p>議案第 15 号 農用地利用配分計画の策定について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>全員が賛成でございます。従いまして議案第 14 号「農用地利用集積計画の決定」につきましては、原案のとおり意見決定をすることと致します。</p> <p>次に、議案第 15 号「農用地利用配分計画の策定について」を議題と致します。説明をしてください。</p> <p>議案第 15 号「農用地利用配分計画の策定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、資料 2)</p> <p>別添の資料 2 をお手元にご用意頂まして、こちらの 2 頁目の利用配分計画各筆明細をご覧ください。各筆明細。</p> <p>整理番号 1 権利の設定を受ける者、西伯郡大山町 株式会社●●。権利を設定する農用地は記載の 2 筆で、面積は 2,255 ㎡であります。先程の議案、利用集積計画に出て来ました農地で、設定する権利は 4 年 6 ヶ月の賃貸借で白ネギ栽培であります。</p> <p>整理番号 2 権利の設定を受ける者、東伯郡琴浦町 農業組合法人●●。権利を設定する農用地は記載の 3 筆で、面積は合計 3,072 ㎡であります。設定する権利は 4 年 6 ヶ月の賃貸借で芝栽培であります。説明は以上です。</p> <p>はい。それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。皆さんから質疑はございますか。</p> <p>質疑無しと認めます。</p> <p>それではこれより採決を行います。議案第 15 号「農用地利用配分計画の策定」について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員が挙手であります。よって議案第 15 号「農用地利用配分計画の策定」については、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>以上で議事を終わります。</p>
<p>5 その他</p>	<p>(議長)</p>	<p>次に「その他」に入ります。「7 月定例総会の日程について」をお諮りします。それでは説明してください。</p>

